



熊本県公報

号外 第 2 号

平成 29 年 1 月 12 日 (木)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家
きん等の移動の禁止又は制限の変更 (畜産課) 1

告 示

熊本県告示第 19 号の 2

平成 28 年 12 月 27 日熊本県告示第 1098 号の 2 (高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家きん等の移動の禁止又は制限) を次のとおり変更する。
平成 29 年 1 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 禁止の内容

家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。) 及び高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品の移動を禁止する。

2 禁止の期間

平成 29 年 1 月 12 日から当分の間

3 禁止の対象となる区域

玉名市三ツ川、箱谷、月田(字兎谷、字上兎谷、字矢藏石、字檜山、字猪尻、字森ノ元、字下り山、字五枚畑、字駄床、字水ヶ谷、字檜迫、字吉ヶ谷、字長田及び字昭和開)、溝上(字上中ノ谷、字長田及び字寄懸)、青木(字七嶋川原、字イツタダ、字鎧出、字上鎧出、字永坂、字火焼、字ウツキ坂、字中ノ谷及び字上中谷)及び石貫(字小代、字清水、字門前、字井川坂、字見初山、字仁田尾、字長尾浦、字川内、字高ノ平、字有所ノ口、字石原迫、字前田、字刀研、字七郎森、字前ノ畑、字大平寺、字後田、字安世時、字柳野原、字大門口、字羽山、字鳥井川、字シセン坊、字片白及び字寅取)、玉名郡和水町内田(字六反田、字宮の前、字藤牧、字宮脇、字榜、字大城、字井手龍、字吹野、字津武路、字石井、字葛ヶ塚、字山口、字塙井谷、字西塙井谷、字中の口、字本谷、字柿木ウド、字横道、字山田、字釜床、字戸石、字石小田及び字九郎丸)、長小田(字下舟木、字上舟木、字東吹野及び字清水の上)及び久井原(字上二つ枝及び字吹野)並びに玉名郡南関町大字長山(字戸ノ口、字境田及び字小代山)、大字宮尾(字畑木田、字境田及び字東小代)、大字今(字豊後浦)、大字西豊永(字楠木、字来光寺、字大迫井川、字四王原、字大迫原及び字立屋敷)及び大字東豊永(字廻り田、字大鶴、字梅葉諷訪、字熊野原、字井手原、字下尾田、字尾田及び字石坂)

4 禁止の対象となる家畜、その死体又は物品の種類

生きた家きん、死亡した家きん及び家きんの卵、家きんの飼養管理に必要な器材又は飼料、排せつ物等の高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品

5 その他

詳細については、家畜保健衛生所長の指示に従うこと。